

令和6年度最低賃金と安衛法関係の電子申請義務化

1. 2024年10月からの最低賃金の見込み

中央最低賃金審議会による令和6年度の最低賃金の引き上げ額目安は50円で、現在の仕組みになって過去最高の上げ幅になりました。

その後の地方最低賃金審議会の答申も、おおむね目安のとおり(または目安を超えて)となっています。以下に、首都圏分の答申結果をお知らせします。今後、異議申出に関する手続きを経て決定されます。

<首都圏の答申状況>

都道府県名	時間額(現行+引上額)
東京都	1,163円(1,113円+50円)
神奈川県	1,162円(1,112円+50円)
埼玉県	1,078円(1,028円+50円)
千葉県	1,076円(1,026円+50円)
茨城県	1,005円(953円+52円)
栃木県	1,004円(954円+50円)
群馬県	985円(935円+50円)
山梨県	988円(938円+50円)

政府は2030年代半ばまでに全国加重平均1500円を目指すとしています。それが仮に10年後であれば、現時点での予想全国加重平均1054円からは毎年40~50円の上昇でないと実現できません。今後も今年同様の急激な上昇はあるものと捉え、事業を運営する必要に迫られています。

各事業所の皆さまにおいては、対応をご準備いただき、10月には確定情報を厚生労働省のwebページなどで確認してから時給等の設定や給与計算などに反映をするようにしてください。

2. 2025年1月からの電子申請義務化(安衛法)

省令により、令和7年1月1日から労働安全衛生法による報告については、電子申請により報告することとなりました(右図参照)。改正後の適用になるのは、1月1日以降に報告する場合であり、報告内容(労災など)が令和6年12月までのものであっても対象になります。この改正は、現在義務化されている大企業の労働・社会保険関係手続きの電子申請

とは関係なく、事業所の規模を問いません。

電子申請が原則になることから書面の様式は廃止されますが、経過措置として当分の間は使えます。

電子申請が義務となる報告(()は現在の様式名)

- ア じん肺健康管理実施状況報告(様式第8号)
- イ 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告(様式第3号)
- ウ 定期健康診断結果報告書(様式第6号)
- エ 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書(様式第6号の2)
- オ 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書(様式第6号の3)
- カ 労働者死傷病報告(様式第23号、様式第24号)
- キ 有機溶剤等健康診断結果報告書(様式第3号の2)
- ク 事業の附属寄宿舍内での災害報告(様式第23号、様式第24号)

また、従来の様式が電子申請になるだけでなく、他の変更事項もあります。

行政事務効率化や統計に役立てるために報告内容が見直されることと、休業4日未満の労働者死傷病報告及び事業の附属寄宿舍内での災害報告が、休業4日以上労働者死傷病報告及び事業の附属寄宿舍内での災害報告と同じ報告様式に統一されることです。休業4日未満の報告は3か月ごとでよいという点は変わりませんが、1件ごとの報告となり管理が変わる可能性があります。報告の際には、事前に確認するようにしてください。

なお、厚生労働省は帳票入力支援サービスをe-GOVと連携して使用できるよう考えているようです。必要に応じてチェックしてみてください。

—! 社会保険事務のお知らせ !—
令和6年9月、令和7年1月に協会けんぽから被保険者(被扶養者)情報とマイナンバーの紐づけを確認するための書類が事業所あてに郵送されます。